

[都市計画区域]

○安芸高田市の都市計画区域に含まれる土地の区域

安芸高田市の都市計画区域に含まれているのは吉田町の下表の区域です。(吉田都市計画区域)

下記区域以外の吉田町・八千代町・美土里町・高宮町・甲田町・向原町は都市計画区域外です。

吉田都市計画区域

(S55. 11. 21 制定)

大字	字名	
	耕地の部	山林の部
吉田	左円・上迫・下迫・大賀屋・下新三川・下川東・鎗分・貴船・内堀・大浜 外堀・原込・柳原・柿原・古市・川向・鯨多・下飛諏訪・上飛諏訪・滑	会下山・柳原・郡山・天神山・舟山・光井山 青光・青山
国司	白谷・水口・義垣・道免・下田屋・河角・円道平	義垣・右京城・高塚
多治比	沖原・甲田・高猿	岩室
西浦	浄土・赤芝・黒木・成木・川井田・京免・畑・峠田・高屋・丁田・大坪 大原・寺田	矢ヶ谷・河内迫・久保山・大谷・日南山
相合	平神・貞宗・畦波田・住田・野地・兼田・宗清・久保田・宮沖・大柳	向山・宮崎
常友	仲租郷・祖利田郷・徳田郷・宮之沖・坂巻郷・西沖原・東沖原・原尻郷 西大坪・東大坪・岩之城・浄安寺郷・青山下之迫・青山上之迫・鍛冶屋迫・ 下屋敷・大幡迫・観音迫・常光迫・大下迫・森永迫・廣光下之迫	広光・近永・森永・青光・青山・舟山
常楽寺	坂巻	

都市計画図 (PDF ファイル 11,107kb)

[都市計画区域図 \(pdf\)](#)

1. 本地図データは平成 11 年 7 月作成「吉田町都市計画図」(S= 1 : 10,000) を加工した参考図です。都市計画区域、用途地域区域に変更はありませんが、図面上の道路・建築物等については変更されている可能性があります。
2. 安芸高田市は、本地図データが利用者の特定の目的等に使用されても有益であることを保証しません。また、本地図データの利用によって発生する直接または間接の損失、損害等について、一切の責任を負いません。

○用途地域

吉田都市計画区域内には用途地域を設定しています。

用途地域区域は都市計画図 (凡例) を参照してください。

凡 例				
--- -- -- -- --				
都 市 計 画 区 域				
用 途 地 域	建 ぺ い 率 (%)	容 積 率 (%)	地 域 面 積 (ha)	
第一種中高層住居専用地域	60	200	18.3	
第一種住居地域	60	200	90.6	
準住居地域	60	200	5.6	
近隣商業地域	80	200	33.1	
準工業地域	60	200	12.1	
工業専用地域	60	200	18.5	
用途指定なし	70	400	1074.8	
合 計			1253.0	

○安芸高田市全図・吉田町都市計画図

安芸高田市全図・吉田町都市計画図が必要な場合は、安芸高田市において閲覧、購入をお願いいたします。当市では下表の地図を販売しております。

種類	縮尺	サイズ (mm)	価格 (円)
安芸高田市全図	5 万分の 1	636×939 (菊全判)	350
安芸高田市全図	10 万分の 1	297×420 (A3)	200
都市計画図 (用途区域図)	1 万分の 1	594×841 (A1)	1,000
都市計画図 (白図)	1 万分の 1	594×841 (A1)	200

[安芸高田市建築関係規制等 Q&A]

Q	A
1. 市街化区域・市街化調整区域について	市街化区域・市街化調整区域は指定していません。
2. 宅地造成等規制法について	安芸高田市には、宅地造成工事規制区域はありません。 詳しくは、以下の「宅地造成許可申請の手引き」をご覧ください。 【参考】広島県都市環境整備課 宅地造成許可申請の手引き (リンク)

3. 防火指定について	<p>安芸高田市全域は、防火地域指定、準防火地域指定はしていません。ただし、都市計画区域内は建築基準法 22 条の制限区域です。</p>
4. 急傾斜地崩壊危険区域等	<p>急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域）については、以下の「土砂災害ポータルひろしま」をご覧ください。</p> <p>【参考】広島県砂防課 土砂災害ポータルひろしま（リンク）</p>
5. がけ付近の建築物について	<p>○同上の区域が建築基準法上の災害危険区域に指定されています。</p> <p>○がけ付近の建築物については広島県建築基準法施行条例第四条の二により規制されています。詳しくは、以下の「広島県建築基準法施行条例」をご覧ください。</p> <p>【参考】広島県法規集 広島県建築基準法施行条例（リンク）</p>
6. 景観条例関係	<p>安芸高田市八千代町全域が「ふるさと広島の景観と保全と創造に関する条例」により「大規模行為届出対象地域」に指定されています。</p> <p>高さ 13mまたは建築面積 1,000 m²を超える建築物や工作物の新築や増築等は届出対象となります。詳しくは、以下の「景観条例による届出が必要な行為」をご覧ください。</p> <p>【参考】eco ひろしま～環境情報サイト～ 景観条例による届出が必要な行為（リンク）</p>

7. 文化財保護法関係	<p>文化財包蔵地の照会については当市教育委員会生涯学習課へお問い合わせください。</p> <p>○安芸高田市教育委員会生涯学習課 0826-42-0054</p>
8. 上下水道関係	<p>上水道・下水道関係は当市水道課・下水道課へお問い合わせください。</p> <p>○安芸高田市水道課 0826-47-1203 ○安芸高田市下水道課 0826-47-1204</p>
9. 農業振興地域.	<p>農業振興地域については当市地域営農課へお問い合わせください。</p> <p>○安芸高田市地域営農課 0826-47-4021</p>
10. 農地転用.	<p>農地転用の関係は当市農業委員会へお問い合わせください。</p> <p>○安芸高田市農業委員会事務局 0826-47-4025</p>

安芸高田市建築関係規制等のお問い合わせは

安芸高田市建設部管理課建設管理係まで

TEL 0826 - 47 - 1201(直通)

FAX 0826 - 47 - 1206

E-mail kanri@city.akitakata.jp

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地